

4 広島県公共事業の再評価の実施について（概要）

(1) 目的

公共事業の効率性・実施過程透明性の一層の向上を図るため、平成10年度から再評価制度を導入した。

(2) 対象事業

国の補助事業（土木局，都市局及び農林水産局所管事業）のうち，次の項目に該当する事業

- ア 事業採択後，5年間を経過した時点で未着工事業
- イ 事業採択後，長期間が経過している事業
- ウ 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している事業
- エ 再評価後，一定期間が経過している事業
- オ その他，知事が特に必要があると認める事業

(3) 広島県事業評価監査委員会の設置

学識経験者等6名で構成される知事の諮問機関である同委員会は，次の視点で再評価を行い，不適切な点又は改善すべき点がある場合は，意見具申を行う。

- ア 事業の進捗状況
- イ 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- ウ 事業採択時の費用対効果分析の要因変化
- エ コスト縮減や代替案の立案等の可能性等

(4) 平成22年度の再評価対象事業に対する審議会意見の概要

（土木局，都市局関係事業）

事業名	意見の概要
一般国道313号 神辺バイパス 道路改良事業 （福山市）	<p>事業の内容と必要性 一般国道313号は，広域に亘る地域の連携強化や物流の効率化，さらには市町村合併による旧福山市，神辺町との連携強化を支援する重要な路線である。 しかし，当地域の現況は，交通量の増加により，日々渋滞が発生している。したがって，本バイパスの整備事業は必要であると判断できる。</p> <p>事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化 道路交通センサスによると，この区間の交通量は，ほぼ増減はないといえる。したがって，必要性についての変化もないと判断する。</p> <p>進捗状況と今後の見通し 事業は順調に進捗しており，予定した期間に事業を完了できる見通しは高い。</p> <p>事業費の増減と現時点での費用便益比 本事業の全体事業費は前回の評価時と変わっていない。 B/Cは1.9である。</p> <p>その他 - 地元からの要望 - 地元の福山市からは，神辺地区の交通渋滞や歩行者通行の支障などの諸問題を抜本的に解決するため，早期完成を強く要望されている。</p> <p>結論 事業の必要性と費用便益比を勘案し，当該事業の継続実施については適当と判断する。</p> <p>ただし，関係各位には，予定としている平成27年度までに事業を完了させ，当初の計画どおりの事業効果が得られるよう一層努力されたい。</p>

<p>沼田川 流域下水道事業 (三原市,東広島市)</p>	<p>事業の内容と必要性 本事業は、沼田川流域に位置する三原市、東広島市のうち、市街地が連担する地域における行政区域を越えた広域の流域汚水処理事業であり、各市が個別に行う下水処理事業よりも、ライフサイクルコストの視点からみて、より効果的・経済的な本事業を推進する必要がある。</p> <p>事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化 長期間に及ぶ本事業については、流域関連の公共下水道の計画を含めて、将来の人口・工業出荷額の予測や汚水量原単位を随時見直しつつ事業を継続することが極めて重要である。</p> <p>進捗状況と今後の見通し 幹線管渠については平成 22 年度末までに整備が完了する予定である。今後は、関連公共下水道事業の進捗状況との整合を図りつつ、処理場の整備がなされる。</p> <p>事業費の増減と現時点での費用便益比 計画処理水量は当初の予定より減少したが、幹線管渠を予定より延長し、市町の整備する流域関連公共下水道の処理面積を拡大したことなどにより、全体事業費は前回評価時から増加している。</p> <p>B/C は 1.8 である。</p> <p>地元からの要望 地元の三原市、東広島市からは、生活環境の改善、公共用水域の水質保全に向けて、事業継続を要望されているところである。</p> <p>結論 事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の当面の継続実施については適当と判断するものの、今後とも、人口減少等の社会情勢の変化と市町の整備する流域関連公共下水道の進捗状況とを十分に把握した上で、慎重に下水処理場の整備を進められることを強く要望する。また、事業が極めて長期間にわたることから、施設や設備の長寿命化に大きく関係するライフサイクルコストを考慮したアセットマネジメントに対する積極的な取り組みを期待する。</p>
<p>広島港宇品地区 港湾修築事業 (広島市)</p>	<p>事業の内容と必要性 本事業は、新たな見直した設計風速を有する大型台風に対しても、ポートサービス船等や旅客船が棧橋に安全に係留できるような港内の静穏度を確保するための防波堤整備事業であり、整備しなかった場合の経済的損失と乗降客の安全性を考慮すれば、必要な事業と言える。</p> <p>事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化 元宇品へ接岸する旅客船の乗客数は、2 航路の合計で平成 17 年度から平成 21 年度の 4 年間で約 40%増加している。さらに、本事業の必要性に関わるような社会情勢の変化はない。</p> <p>進捗状況と今後の見通し 本事業の採択後 5 年間は着工できなかったものの、現在では工事は順調に進んでおり、平成 26 年度には事業が完了する予定である。</p> <p>事業費の増減と現時点での費用便益比 総事業費については、前回の再評価時から 1,824 百万円と大幅に増えている。しかし、B/C に関しては、2.0 となり、総便益が総費用をかなり上回っている。</p> <p>地元からの要望 地元の広島市からは、当該地区は災害が発生しやすい状況にあるため、早期の事業完了を要望されているところである。</p> <p>結論 事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。</p> <p>ただし、関係各位には、予定としている平成 26 年度までに事業を完了させ、当初の計画どおりの事業効果が得られるよう、なお一層努力されたい。</p>

<p>福山港 港湾海岸保全施設整備事業 (福山市)</p>	<p>事業の内容と必要性 一文字地区における事業は、堤防下の地盤の液状化防止対策と、平成 16 年の台風 16 号により浸水被害が発生した区間に対する護岸の整備を行うことによって、高潮等による被害を軽減するために必要な事業である。 一方、同じく平成 16 年の台風 16 号により浸水被害が発生した田尻地区にも、護岸の背後にある幼稚園や公民館などの施設が存在し、堤防の老朽化が進行するなかで、堤防の改良による今後の浸水防止対策が必要である。</p> <p>事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化 事業着手後に発生した平成 16 年台風 16 号によって深刻な浸水被害を受けた地域一体の防災対策を行うため工事区間の見直しを行っているが、必要性に変わりはない。</p> <p>進捗状況と今後の見直し 現在、田尻地区については全工事を完了しており、一文字地区については、平成 30 年度に事業を完了すべく、順調に工事が進んでいる。</p> <p>事業費の増減と現時点での費用便益比 事業区間の見直しを行ったことにより、全体事業費は増加している。 B/C は 25.6 と非常に事業効果が高いとみなすことができる値が算出されている。</p> <p>地元からの要望 地元の福山市からは、田尻地区及び一文字地区の住民の、自然災害に対する安心・安全な生活を確保するため、早期の事業完了を要望されている。</p> <p>結論 事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。 ただし、関係各位には、予定としている平成 30 年度までに事業を完了させ、当初の計画どおりの事業効果が得られるよう、一層努力されたい。</p>
---------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5 平成23年度建設事業執行方針

(目的)

第1 この方針は、平成23年度の土木局、都市局(以下「土木関係2局」という。)に関わる建設事業を適正かつ効果的に執行するために必要な基本的事項を定める。

(基本方針)

- 第2
- 1 「社会資本未来プラン」(平成22年度策定)に掲げる「社会資本マネジメント方針(社会資本整備の重点化,社会資本ストックの有効活用,社会資本の適正な維持管理)」に基づく社会資本整備を展開するとともに、「社会資本整備の重点化」方針に基づき,7つの分野に対応する事業を重点的に推進する。
 - 2 平成22年度補正予算と平成23年度当初予算により切れ目ない「緊急経済・雇用対策」に取り組むこととし,事業効果の早期発現が図られるよう,可能な限り早期執行に努めるものとする。
 - 3 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号:以下「適正化法」という)に沿って,透明性の確保,公正な競争の促進,適正な施工の確保,不正行為の排除の徹底を図るための措置を適切に実施するものとする。
 - 4 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号:以下「品確法」という)に基づき,工事の品質を確保するための取組みを推進するものとする。
 - 5 「広島県公共事業コスト構造改善プログラム」(平成21年12月策定)に基づき公共事業の計画段階から維持管理までを通じた,総合的なコスト構造の改善を推進する。

(事業の執行)

- 第3
- 1 事業の執行に当たっては、「建設工事起工手続規程」(昭和35年8月29日付け監第5320号)に基づき,特に災害復旧事業,防災対策事業,行政需要の高い事業及び前年度からの繰越事業を優先して行い,関係法令を遵守するとともに,適正な執行に努めるものとする。
 - 2 上半期については,別途定める「平成23年度土木関係2局公共事業等上半期執行計画」に基づき計画的な執行を図ることとし,各種事務手続きの簡素化,迅速化等に努めるものとする。

(執行計画の策定)

第4 工事の計画的かつ効率的な執行を行うため,次の措置を講ずるものとする。

本庁各課は、「建設工事起工手続規程」に基づく建設工事の起工伺い及びその他の事務手続を速やかに行うものとする。

地方機関の長は,上記規程に基づく工事執行の通知を受けたときは事業の着手順位,所要工期,用地取得及び実施設計書の作成など整合性のある年間執行計画をたて,効率的執行に努めるものとする。

計画の策定に当たっては,事業課と用地主管課とで十分な意見調整を行い,用地取得等のための十分な期間を確保した計画を作成するものとする。

また,土地収用法(昭和26年法律第219号)の適用を踏まえたものとし,事業認定要件適合性等評価表(道路事業)等を作成するなどあらかじめ本庁主管課と十分な調整を行い,さらに,必要に応じて,用地課(土地収用法の事業認定申請の主管課)とも協議するものとする。

(適正工期の設定)

第5 適正な工期設定を行い,年度内完成に努めるものとする。

なお、年度内完成が困難と見込まれるものについては、繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担を積極的に活用し、円滑な執行に努めるものとし、安易な工事の分割は、厳に慎むものとする。

(工事の執行)

- 第6 1 建設工事現場等に対する安全パトロール等の実施や安全推進協議会を設ける等、事故防止に一層努めるものとする。
- 2 工事の施工に当たっては、地域住民への周知措置や周辺の事前調査を十分行い、周辺住民の生活環境への影響を最小限とするよう十分配慮するものとする。

(工事監督・検査体制の確保)

- 第7 「品確法」の施行により、発注関係事務(工事監督・検査・評価等)を適正に実施する発注者責任がより一層求められることから、引き続き適正な工事監督・検査体制を確保するものとする。

(建設副産物対策)

- 第8 1 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)の趣旨を踏まえ、特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊)の発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底等を図るものとする。
- 2 工事計画段階から建設副産物の発生の抑制や再利用の促進を図るため、「広島県地方機関等建設副産物対策連絡会議」等での流用の調整及び有効利用に努めるとともに「再生資源利用促進実施要領」(平成16年10月1日改正)に基づき、再生資材の積極的な利用を行うものとする。
- 3 建設副産物の処理については、「建設副産物適正処理実施要領」(平成20年5月20日一部改正)に基づき、有効利用及び適正処分の徹底を図るものとする。
- 4 建設発生土については、「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」(平成15年10月)に従って、発生の抑制や工事間流用等の調整及び指定処分を徹底するものとする。

(建設資材)

- 第9 1 再生建設資材の利用を促進するため、率先的に利用する。
- 2 工事で使用する土砂(補足土)、砂、碎石及び加熱アスファルト混合物等については、数量の多少に関わらず、原則として、再生資材を使用する。
- 3 「広島県登録リサイクル製品使用指針」(平成16年10月1日制定)に基づき、供給量、品質等を考慮して順次、登録リサイクル製品の使用を指定するものとする。また、指定した以外の登録リサイクル製品についても、使用に努めるものとする。
- 4 受注者が主要資材を購入する場合は、極力、県内業者から購入させること。

(用地取得事務)

- 第10 用地取得事務に当たっては、「公共用地取得促進プログラム」(平成18年3月制定)の趣旨に基づき事業効果の早期発現と説明責任の向上に努めるものとし、事業の円滑な執行を図るため、次のことに留意のうえ、計画的かつ適正な用地取得を行うものとする。

用地取得は、原則として工事実施の前年度までに行うものとする。

特に、重要事業については取得年度計画を策定し、適正な用地保有量の確保に努めるものとする。

取得済みの用地の状況を把握し、一連区間として事業効果が発揮できるよう計画的な用地取得に努めるものとする。

事業認定適期申請ルール及び裁決申請適期申請ルールに基づき、土地収用法を積極的に活用するものとする。

市町と緊密な連携をとるとともに、先行取得制度の活用を図るものとする。

（工事等の進行管理）

第11 工事等の進行管理については、「土木建築事業進行管理実施要領」（平成20年4月1日改正）に基づき、特に次に留意のうえ、適切に行うものとする。

地方機関の長は、「地方機関事業調整会議」等で、事業の進捗状況や措置すべき課題等を的確に把握するとともに、場合によっては執行計画の見直し等の措置を講じ、年度内完了を図るものとする。

本庁各課は、「事業調整会議」等による進行管理を厳密に行うとともに、問題箇所の処理方策を早期に決定し、事業の円滑な執行を図るものとする。

やむを得ない事由により年度内完了の見込みが立たない場合は、翌年度に繰り越す等、所定の手続を取るものとする。

（電子調達の推進）

第12 1 事業の発注手続の効率化等を推進するため、電子入札システムの機能改善及び適正な維持管理に努める。

2 事業成果の電子納品については、受発注者の意見を踏まえ改善に取り組むとともに、利活用を進めるうえで必要となる保管管理システムの機能改善及び適正な維持管理に努める。

3 事業執行の電子化を推進するため、情報開示システムの拡大や情報共有システムの実証実験等に取り組むものとする。

（測量等事前調査）

第13 公共事業の測量等の実施に当たっては、事前調査費を活用し、翌年度以降の新規採択見込みの事業は、公図、権利関係調査を、また用地取得が見込まれる事業は、用地平面図等関連図面の作成を前年度までに完了するものとする。

（建設工事に係る受注者の指名等）

第14 1 建設工事を一般競争入札により発注する場合は、「一般競争入札事務処理要綱」により実施するものとし、特に、入札参加資格要件を設定する場合は、工事の適正な施工が確保されるよう留意すること。

2 工事成績条件付一般競争入札は、優良な県内企業の受注機会の確保を図ることを目的としており、その趣旨に十分留意のうえ適切に適用すること。

3 指名競争入札における指名業者の選定においては、「建設工事指名業者等選定要綱」により、施工能力を重視するとともに、経済性及び効率性を考慮して、公正かつ厳正に行うものとする。

4 中小建設業者の受注機会の確保について、次のことに留意のうえ、十分配慮するものとする。

指名競争入札の指名に際しては、県内建設業者を積極的に指名すること。また、優秀で施工能力の優れている県内建設業者については、1等級上位等の格付を対象とした公募案件に応募できるものとして取り扱うこと。

受注者が下請業者を使用する場合は、原則として県内業者とし、やむを得ず県外業者を下請負人とする場合は、あらかじめ理由書を提出させること。

5 県内建設業者の企業連携及び協業化の促進を図るため、「県内建設業者の合併等に関する

る特例要綱」による入札参加資格審査や受注機会の確保等の特例措置及び「経常建設共同企業体取扱要綱」による入札参加資格審査の特例措置により、建設業者の合併等を一層促進する。

(測量・建設コンサルタント等業務に係る受注者の指名等)

第15 測量・建設コンサルタント等業務の発注に際しては、「測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱」に定める基準を遵守し、委託業務の適正な実施を確保するための執行能力を重視するなど、その目的と内容に適した業者を厳正に選定するものとする。

(入札・契約制度)

第16 1 入札・契約に関する情報については、「適正化法」等を踏まえ、適切に公表する。
2 透明性・競争性の確保を図るため、請負対象設計額1,000万円以上のすべての工事について、原則として一般競争入札によるものとする。
3 優秀で施工能力の優れている建設業者については、1等級上位等の格付を対象とした公募案件に応募できるものとするなど、適正な受注機会の確保を図るものとする。
4 価格競争から価格と品質で総合的に優れた調達への転換を促進するため、総合評価方式による入札を推進する。
5 建設工事のコスト縮減を図るため、設計VE方式、入札時VE方式及び契約後VE方式を引き続き試行する。

(受注者の指導)

第17 適正化法第3条の規定に基づき、不良不適格業者の排除を推進し、公共工事の適正な施工を確保するため、厳正に受注者を指導するとともに、次の事項に重点的に取り組むものとする。
受注者の技術者の専任制及び一括下請負等の排除を徹底するため、発注者支援データベースシステムを十分活用するとともに、適切に施工体制等の立入り点検を行うものとする。また、専任等の把握に違反がある場合には処置請求を行うとともに、是正が認められない場合には、工事の一時中止又は指名除外等、建設業者に対して厳正な対応を行うものとする。
低価格入札による下請業者や労働者等へのしわ寄せを防止するため県が支払った前払金が、下請業者等に対して適正に支払われているか低価格入札工事について重点的に調査等を実施するものとする。

地域の優良な企業の適正な受注機会を確保するため、契約の締結に際し専任技術者の配置状況等の営業実態について確認できる資料の提出を求めることにより稼働実態のない営業所(いわゆる「名ばかり営業所」)の排除を徹底する。

県外業者を下請負人として承認した工事については、適正な施工を確保するため、施工体制等立入り点検により主任(監理)技術者の現場専任や施工への実質的な関与等の施工体制の点検を徹底する。

(計画的な維持管理)

第18 「広島県公共土木施設維持管理基本計画」(平成18年3月策定)に基づき、重点施設については、平成21年度から導入したアセットマネジメントを推進し、計画的かつ効率的な維持管理を実施する。

(暴力団等による不当介入等の排除等)

第19 1 公共工事等に対する暴力団等の不当介入・不当要求に対しては、受注者が適切に対応できるよう警察本部との連携を緊密にして指導等を行うとともに、極力、契約締結営業所等

- への不当要求防止責任者の配置を求め、責任者講習を受講させることとする。
- 2 暴力団排除を徹底するため、暴力団関係企業であることが判明するなどした場合には、「建設工事執行規則」(平成8年広島県規則第39号)及び「建設工事請負契約約款」により、当該建設業者との工事請負契約を解除する。
 - 3 談合情報に対しては、「談合情報対応マニュアル」及び信ぴょう性等の判断基準によりの確に対応するとともに、公正取引委員会及び警察本部に適切に通報するものとする。

(環境配慮の推進)

第20 公共事業の実施に当たり、率先して環境配慮に努めるため、「広島県環境配慮推進要綱」(平成15年4月1日施行)に基づき、公共工事の計画段階から工事段階に至る全ての段階において、環境配慮指針に留意し、自主的に環境配慮を行う。

(引継事務)

第21 適正な公物管理の推進を図るため、「管理事務引継処理要領等の制定について」(平成5年3月29日通知)に基づき、管理部門との連絡調整を緊密に行い、公共施設の管理事務の引継ぎが円滑に行われるように適切に処理するものとする。

6 土木建築業務の電算化

土木建築業務については、これまでも効率的かつ円滑な事業執行を推進するためのシステム開発と導入を重点的に行うとともに、必要に応じて更なる機能強化を継続的に進めている。

これに加えて、インターネットの普及をはじめとする近年の飛躍的なIT環境の向上を受け、公共事業の執行については、CALS/E C（公共事業支援総合情報システム）として全国的に積極的な取組が展開されつつある。

本県においても、より一層の事務効率化や透明性向上を目的にCALS/E Cへの取組を進めており、平成14年度に策定した広島県版アクションプログラムである「広島県電子調達等推進計画」に基づいて必要なシステム開発・整備を行い、具体取組を開始している。

注：CALS/E C Continuous Acquisition and Life-cycle Support / Electronic Commerce
〔継続的な調達とライフサイクルの支援 / 電子商取引〕の略

(1) 主な稼働中システム

システム名	内 容	稼働開始年度
土 木 工 事 積 算	土木工事に係る積算システム (平成15年1月からLAN端末での利用形態に移行)	昭和61年度 (再開発) 平成14年度
河 川 管 理 情 報	水防テレメーター：河川水位、雨量データの集計・加工 潮位テレメーター：潮位データの集計・加工 河川防災情報システム：雨量・水位・潮位等の観測情報の表示、洪水予報等の水防情報の提供 災害情報伝達システム：災害情報の共有化	昭和63年度 平成5年度 平成21年度
建設事業事務管理総合	事務管理：契約執行事務の効率化 業者監理：業者関連情報管理 災害管理：土木施設等災害復旧事務 用地管理：用地取得事務の効率化	平成2年度 (一括再開発) 平成15年度 平成20年度
県 営 住 宅 管 理	住宅管理に必要な入居者、住宅、家賃に関する情報を一元的に管理するシステム	平成8年度
公 物 占 使 用 許 可	現行システムの再開発による処理の高速化、事務の効率化	平成9年度 (再開発) 平成15年度
道 路 情 報 管 理	県管理道路の道路規制情報等を集中管理	平成12年度
港 湾 統 計	「港湾統計」調査業務の電算化	平成13年度 (国システム導入) 平成22年度
情 報 開 示 シ ス テ ム	調達関連情報のホームページ提供	平成16年度
電 子 入 札 等 シ ス テ ム	資格申請受付・入札関連事務をインターネット経由で行う	平成16年度
積 雪 深 集 中 管 理	県管理道路の積雪深度を集中管理	平成16年度
都 市 計 画 台 帳	都市計画情報の電子化	平成16年度
アセットマネジメントシステム	各施設の点検結果や補修履歴を電子データ化して蓄積させ、施設の健全度評価、将来予測及び補修順位を分析	平成20年度
電 子 納 品 保 管 管 理 シ ス テ ム	電子納品された電子成果データをシステムで一元管理	平成21年度
砂 防 GIS 管 理 シ ス テ ム	土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域・特別警戒区域、砂防指定地、砂防設備、基礎調査成果といった砂防関係情報の提供及び管理	平成21年度
建 築 行 政 共 用 デ ー タ ベ ー ス	建築確認業務の電算化、建築士・事務所登録閲覧、建築基準法令・大臣認定情報等閲覧	平成21年度
県営住宅保全情報システム	県営住宅の保全情報を蓄積、保管、分析	平成21年度

7 平成23年度土木局・都市局関係事業負担率表

【平成22年度以前の債務行為の歳出化については，その年度の負担率を適用。】

(1) 道路事業

事業名				補助 単独	負担区分		
					国	県	地元
道路改良費	国道	一次	一般	補助	5.5/10	4.5/10	-
			下記以外のもの		5.5/10	4.5/10	-
		二次	都市計画決定済で4車線以上のもの		1/2(5.5/10)	1/2(4.5/10)	-
			水		3/4,2/3,6/10	1/4,1/3,4/10	-
	地方道	離島	特		2/3	1/3	-
			一般		1/2(5.5/10)	1/2(4.5/10)	-
		水	特		3/4,2/3,6/10,5.5/10	1/4,1/3,4/10,4.5/10	-
			離島		5.5/10(6/10)[2/3]	4.5/10(4/10)[1/3]	-
		半	島		5.5/10	4.5/10	-
特殊改良費	国道	一般	補助	15/30	13/30	2/30	
		離島		15/30	14/30	1/30	
	地方道	一般		15/30	13/30	2/30	
		離島		15/30	14/30	1/30	
自転車道整備費	地方道	補助	1/2	1/2	-		
凍雪害防止費	国道・地方道	補助	6/10	4/10	-		
防雪費	国道・地方道	補助	6/10	4/10	-		
道路災害防除費	国道・地方道	補助	1/2	1/2	-		
除雪費	作業・機械	補助	2/3	1/3	-		
交通安全施設費	国道・地方道	補助	1/2	1/2	-		
電線共同溝整備費	国道・地方道	補助	1/2	1/2	-		
橋梁補修費	国道	補助	1/2	1/2	-		
交通安全施設費		単独	-	10/10	-		
道路改良費		単独	-	9/10	1/10		
道路舗装費		単独	-	9/10	1/10		
市町道整備費	一般	単独	-	4.5/10	5.5/10		
	山村・離島	単独	-	5/10	5/10		
橋梁架換費		単独	-	14/15	1/15		
直轄国道改修費等負担金	高速自動車国道建設費		直轄	3/4	1/4	-	
	新設・改築			2/3(7/10)	1/3(3/10)	-	
		交通安全		一	2/3	1/3	-
		二		1/2	1/2	-	
	沿道環境	改築		2/3	1/3	-	
	電線共同溝			1/2	1/2	-	
災害		2/3	1/3	-			

注) 道路事業の()は，基幹道について適用する。[]は，離島架橋に適用する。

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は，交付金事業を含む。

(2) 河川事業

事業名		区分	負担区分		
			国	県	地元
中小河川改修費	広域河川改修	補助	1/2	1/2	-
	総合流域防災	補助	1/2	1/2	-
小規模河川改修費	広域河川改修	補助	1/2	1/2	-
	総合流域防災	補助	1/2	1/2	-
河川補修費	特定構造物改築	補助	1/2	1/2	-
都市小川改修費	都市基盤河川改修	補助	1/3	1/3	1/3
河川環境整備費	統合河川浄化	指定地域	補助	1/2	-
		一般地域	補助	1/3	-
	河川利用推進	県施行	補助	1/3	-
		市町施行	補助	1/3	1/3
	総合流域防災	補助	1/2	1/2	-
高潮対策費	地震・高潮対策河川	補助	1/2	1/2	-
河川工作物対策事業費	総合流域防災	補助	1/2	1/2	-
河川情報基盤緊急整備事業費	総合流域防災	補助	1/2	1/2	-
宅地等水防対策事業費	土地利用一体型水防災	補助	1/2	1/2	-
河川災害復旧等関連緊急事業費	復旧等関連緊急事業費	補助	1/2	1/2	-
河川災害関連災害復旧助成事業費	災害復旧助成	補助	1/2	1/2	-
河川等災害特定関連事業費	災害復旧助成	補助	1/2	1/2	-
河川等災害関連特別対策事業費	災害復旧助成	補助	1/2	1/2	-
河川総合開発事業費	河川総合開発	補助	4/10	6/10	-
堰堤改良事業費	河川総合開発	補助	1/2	1/2	-
	治水ダム建設	補助	1/2	1/2	-
堰堤改良事業	堰堤改良	河道・貯水池	補助	1/3	-
		その他	補助	4/10	-
	総合流域防災情報基盤	補助	1/2	1/2	-
河川改良費		単独	-	10/10	-
直轄河川改修費等負担金	改修	大規模	7/10	3/10	-
		その他	2/3	1/3	-
	建設機械	改修・その他	2/3	1/3	-
		△	7/10	3/10	-
	特定河川構造物	補助	2/3	1/3	-
	都市水環境整備	補助	1/2	1/2	-
河川行政調管	補助	5.5/10	4.5/10	-	

(3) 海岸事業

事業名		区分	負担区分		
			国	県	地元
高潮対策	一般	一般	5/10	4/10	1/10
		離島	11/20	8/20	1/20
		老朽化対策緊急	5/10	4/10	1/10
海岸環境整備事業費	一般	一般	10/30	17/30	3/30
		離島	10/30	18.5/30	1.5/30
港湾海岸保全施設費	高潮	一般	2/5	5/10	1/10
		その他	1/2	4/10	1/10
	老朽化対策緊急	一般	11/20	8/20	1/20
		離島	5/10	4/10	1/10
港湾海岸環境整備事業	一般	一般	1/3	17/30	3/30
		離島	1/3	18.5/30	1.5/30
港湾海岸災害関連事業費	一般	一般	5/10	5/10	-
		離島	11/20	9/20	-
直轄海岸保全施設整備費負担金	直轄	2/3	1/3	-	

注)「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(4) 砂防事業

事業名		区分	負担区分			
			国	県	地元	
通常砂防費 (個別・総合流域防災)	通常・住宅関連	補助	1/2	1/2	-	
地すべり対策事業 (個別・総合流域防災)	一般	補助	1/2	1/2	-	
			1/2	1/2	-	
離島振興事業(総合流域防災)		補助	1/2	1/2	-	
急傾斜地崩壊対策事業 (個別・総合流域防災)	公共施設連	補助	大規模斜面緊急改築	9.5/20	9.5/20	1/20
			その他	4.5/10	4.5/10	1/10
	一般		大規模斜面緊急改築	4.5/10	4.5/10	1/10
			その他	2/5	2/5	1/5
砂防環境整備事業費		補助	1/3	2/3	-	
災害関連緊急砂防事業費		補助	2/3	1/3	-	
災害関連緊急地すべり対策事業費	一般	補助	深	2/3	1/3	-
			一般	1/2	1/2	-
災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業費	公共施設連	補助	大規模斜面	9.5/20(19.5/40)	9.5/20(19.5/40)	1/20(1/40)
			その他	4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
	一般		大規模斜面	4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
			その他	2/5(4.5/10)	2/5(4.5/10)	1/5(1/10)
災害関連緊急傾斜地崩壊対策特別事業費	公共施設連	補助	大規模斜面	9.5/20(19.5/40)	9.5/20(19.5/40)	1/20(1/40)
			その他	4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
	一般		大規模斜面	4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
			その他	2/5(4.5/10)	2/5(4.5/10)	1/5(1/10)
砂防激甚災害対策特別緊急事業費		補助	5.5/10	4.5/10	-	
特定緊急砂防事業費		補助	1/2	1/2	-	
特定緊急地すべり対策事業費		補助	1/2	1/2	-	
砂防基礎調査費(総合流域防災)		補助	1/3	2/3	-	
急傾斜地基礎調査費(総合流域防災)		補助	1/3	2/3	-	
地すべり基礎調査費(総合流域防災)		補助	1/3	2/3	-	
雪崩対策事業費(総合流域防災)		補助	1/2	1/2	-	
通常砂防費		単独	-	10/10	-	
地すべり対策事業		単独	-	10/10	-	
急傾斜地崩壊対策事業費	通常事業・緊急改築事業 災害関連地域防災 がけ崩れ対策事業	単独	政令市	-	1/2	1/2
			不交付団体	-	5/10	5/10
			その他	-	6.25/10	3.75/10
			その他	-	7.5/10	2.5/10
直轄砂防事業		直轄	2/3	1/3	-	

注) 砂防事業の()は、崩壊により家屋が半数以上の被害があるものについて適用
地域防災がけ崩れ対策事業で、政令市・不交付団体については、別の負担率を適用

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(5) 港湾事業

事業名		区分	負担区分			
			国	県	地元	
重要港湾 修築費	-5.5m以下の小型係留施設関連 その他	補助	4/10	3.5/10	2.5/10	
			5/10	2.5/10	2.5/10	
地方港湾 修築費	一般 通 モデル護岸 水域・外郭 離島 係留・臨港交通施設	補助	4/10	3.5/10	2.5/10	
			4/12	5/12	3/12	
			8/10	2/10	-	
			6/10	3/10	1/10	
港湾局 部 改 良 費		補助	1/3	5/12	3/12	
離島 振 興 事 業 費		補助	5/10	9/20	1/20	
港湾環境 整備事業費	緑地 一般 上物 用地 離島 上物 用地 産業廃棄物(一般廃棄物) 埋立護岸 海域環境 創設 覆砂等及び海浜整備 沈廃船処理	補助	5/10	1/4	1/4	
			1/3	5/12	3/12	
			5/10	0.9/2	0.1/2	
			1/3	3.7/6	0.3/6	
			2.5/10	2/4	1/4	
			5/10	2.5/10	2.5/10	
港湾補修費	一般 離島	補助	1/3	2/3	-	
			5/10	5/10	-	
長寿命化計画 策定事業	一般 離島	補助	4/10	6/10	-	
			6/10	4/10	-	
港湾整備交付金事業	一般 離島 水域・外郭 係留・臨港交通施設	補助	4/10	3.5/10	2.5/10	
			8/10	2/10	-	
			6/10	3/10	1/10	
みなと振興 交付金事業	港湾修築 一般 水域・外郭 係留・臨港交通施設	補助	4/10	3.5/10	2.5/10	
			8/10	2/10	-	
			6/10	3/10	1/10	
	港湾環境 整備	緑地 一般 上物 用地 離島 上物 用地	補助	5/10	1/4	1/4
				1/3	5/12	3/12
				5/10	0.9/2	0.1/2
				1/3	3.7/6	0.3/6
提案事業(効果促進事業)		補助	5/10	1/4	1/4	
港湾 改 良 費		単独	-	2/3	1/3	
港湾災害関連 事業費	一般 離島	補助	5/10	5/10	-	
			11/20	9/20	-	
直轄港湾 改修費等負担金	一般 岸壁・泊地 航路	直轄	5/10, 5.5/10	5/10, 4.5/10	-	
			2/3	1/3	-	

注)「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(6) 都市計画事業

事業名		区分	負担区分		
			国	県	地元
公共団体土地区画整理事業		補助	1/2(5.5/10)	-	1/2(4.5/10)
街路事業	道路改築 二種 連続立体交差 橋梁整備 踏切除却・改良 公共交通支援 交通結節点改善 無電柱化推進	補助	7.5/15	6.5/15	1/15
			7.5/15	6.5/15	1/15
			7.5/15	5.5/15 (6.5/15)	2/15 (1/15)
			7.5/15	6.5/15	1/15
			7.5/15	6.5/15	1/15
			7.5/15	6.5/15	1/15
			7.5/15	6.5/15	1/15
	社会資本整備 総合交付金	補助	16.5/30	11.5/30	2/30
地域自主戦略 交付金	補助	16.5/30	11.5/30	2/30	
街路事業		単独	-	9/10	1/10
都市公園事業	用地及び補償 施設	補助	1/3	2/3	-
都市公園事業		単独	-	10/10	-
直轄公園整備費 負担	新設	直轄	2/3	1/3	-
流域下水道事業	処理場 管渠等	補助	4/6	1/6	1/6
			3/6	1.5/6	1.5/6
			3/6	1.5/6	1.5/6
公共関連単独	流域下水道事業	単独	-	1/2	1/2
都市再生土地区画整理事業		補助	1/2(1/3)	-	1/2(2/3)
市町都市計画事業	指導監督費	補助	10/10	-	-
組合土地区画整理(貸付)事業費		補助	1/2(5.5/10)	1/2(4.5/10)	

(7) 市街地再開発事業

事業名		区分	負担区分		
			国	県	地元
市街地再開発事業費	組合等施行	補助	2/6	1/6	市町: 1/6 組合等: 2/6
	個人施行		2/6	1/6	市町: 1/6 施行者: 2/6
	指導監督		10/10	-	-

(8) 住宅事業

事業名		区分	負担区分		
			国	県	地元
住宅建設事業		補助	4.5/10(1/2)	5.5/10(1/2)	-
住宅建設事業費		補助	10/10	-	-
住宅市街地総合整備		補助	10/10	-	-
住宅市街地基盤整備		補助	10/10	-	-
がけ地近接等危険住宅移転事業		補助	2/4	1/4	1/4
がけ地近接等危険住宅移転事業指導監督費		補助	10/10	-	-

(9) 災害復旧事業

事業名		区分	負担区分		
			国	県	地元
災害復旧事業費	一般	補助	0.667	0.333	-
	離島		0.8	0.2	-
市町指導監督費		単独	-	10/10	-
査定設計委託費		補助	10/10	-	-
査定設計委託費		補助	1/2	1/2	-

(10) 空港事業

事業名		区分	負担区分		
			国	県	地元
直轄空港建設費負担金		直轄	2/3	1/3×8/10	1/3×2/10
広島西飛行場整備事業		単独	-	1/2	1/2

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

8 土木局・都市局の事務・権限移譲について

平成16年11月に策定した「分権改革推進計画」に基づき、市町が住民に身近な事務を自己完結的に処理できるよう、事務・権限の移譲を、市町と協議のうえ、順次行っている。

平成23年度は新たに江田島市に港湾・漁港の維持管理等に係る事務を移譲した。

事務事業移譲項目一覧表（土木局・都市局関係抜）

項 目	事 務 内 容	移 譲 対 象 市 町
採石業に関する事務	採取計画の認可、災害防止緊急措置命令等	三次市 外16市町
砂利採取業に関する事務	採取計画の認可、災害防止緊急措置命令等	
開発行為等の規制	開発行為の許可、開発許可に係る建築制限等	三次市 外5市
風致地区内の建築物等の規制	風致地区内における建築物の新築、宅地造成等の許可、立入検査等	竹原市 外2市
宅地造成等の規制	宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成工事の許認可等 住宅改良地区内における建築行為の制限等	三次市 外5市
優良宅地造成の認定	優良住宅造成の認定、証明、証明書交付	三次市 外8市
土地地区画整理事業	施工地区内の建築行為等の制限等	竹原市 外12市
市街地再開発事業	個人施行者の施行の認可、組合の設立認可、事業計画の変更等	呉市 外15市
農住組合	組合の設立認可、解散決議の認可、解散の届出受理、合併認可等	呉市 外5市
都市緑地保全	特別緑地保全地区における標識の設置、行為の制限等	
屋外広告物	広告物の表示・設置の許可、更新許可、変更許可等（国県道の占用に係るもの）	三次市 外20市町
建築確認	建築物の建築等に関する確認検査、許可等	三次市 外4市
建築確認関連事務	浄化槽設置等の届出受理、変更命令等 住宅金融公庫資金貸付に係る住宅等の工事審査 建設工事に係る資材の再資源化等に関する届出の審査、助言、勧告、命令 建築士に関連した一般的な指導及び処分に係る事情聴取及び報告 優良住宅の申請受理、審査、認定	三次市 外7市町
道路・街路の整備、維持修繕	地域内で完結する県道の管理 県道（国道に準ずるものを除く）に係る維持修繕 県道に係る単県道路事業（国補と関連したもの等を除く。）	三次市 竹原市 外17市町 江田島市 外16市町
港湾の整備、維持及び管理	地域的に利用される地方港湾の占用許可等法令に基づく管理 地域的に利用される地方港湾の維持修繕 地域的に利用される地方港湾の施設整備 地域的に利用される地方港湾の災害復旧	東広島市、江田島市
河川の整備、維持管理	市町の区域内で水系が完結する2級河川の維持修繕 市町の区域内で水系が完結する2級河川の河川改良等の工事実施	江田島市 外7市町
砂防、急傾斜、地すべり	砂防指定地内の許認可等法令に基づく管理 急傾斜地崩壊危険区域の指定及び指定地内の許認可等法令に基づく管理 地すべり防止区域内の許認可等法令に基づく管理 急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕	広島市 外19市町
港湾海岸・漁港海岸の整備、維持及び管理	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全区域における占用許可、工事原因者への工事命令等法令に基づく管理 地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全施設の維持修繕 地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全施設の施設整備 地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全施設の災害復旧	東広島市、江田島市
建設海岸の整備、維持及び管理	海岸保全区域に係る占用許可、工事原因者への工事命令等法令に基づく管理 海岸保全区域に係る占用許可等日常的管理 海岸保全区域内の海岸保全施設の維持修繕 海岸保全区域内の海岸保全施設の施設整備 海岸保全区域内の海岸保全施設の災害復旧	三原市、大崎上島町
一般公共海岸の管理	一般公共海岸区域に係る占用許可等法令に基づく管理	
一般海域の管理	海域の使用許可、工事着手等の届出受理	
プレジャーボート係留保管	所有者等の届出受理、届出済証の交付、重点放置禁止区域の指定等	
国有財産の管理及び処分	国有財産法の規定による行政財産の用途廃止等	

（注） □ については、法改正・管理者変更等が必要なもの。

